○外国投資家による投資等に関する相談窓口（外国為替及び外国貿易法関係）

安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、政府全体として、経済安全保障の取組を強化していくことが必要となっています。外国為替及び外国貿易法（外為法）では、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などの流出することなどを防ぐため、外国投資家が一定の事業を営む日本の企業に対して一定の投資を行う場合に事前届出を求め、国の安全等の観点から審査を行っています。

制度の概要

外為法に基づき、①外国投資家（非居住者である個人、外国の会社、これらの者から50%以上出資を受けている本邦の会社等）が、②国の安全等の観点から指定される事前届出の必要な業種を営む企業に対して、③投資等を行う場合、外国投資家は財務大臣及び事業所管大臣あてに事前届出を行う必要（注１）があります。

事前届出が必要な場合の例

- ①外国に在住する個人投資家が、②輸出規制の対象（注２）となる先端材料や防衛装備品の部品を製造する日本の非上場会社に対して、③１株（端株も含む）以上の株式取得を行う場合
- ①外国法人が、②ソフトウェアを開発する日本の企業に対して、③外国法人の関係者を役員として就任させることについて株主総会において同意する場合

（注１）一定の条件を満たす外国投資家について、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどの一定の基準を遵守する場合には、事前届出の免除制度が利用が可能となる場合があります。なお、その場合は事後報告書を提出する必要があります。
（注２）輸出に際し経済産業大臣の承認等が必要となる軍事転用可能な汎用貨物（輸出貿易管理令別表第一に掲げる貨物）。

北陸財務局においては、外国投資家による投資等の際に必要となる外為法上の手続き等についてのご質問、ご相談のための窓口を設置しています。

受付方法

（１）電　話：076-292-7852
（２）メール：fdi-info@hr.lfb-mof.go.jp

留意事項

ご相談内容に応じ、財務省本省その他関係機関と連携して、相談に対応させていただくことがあります。